

スペインにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商 時計協	(1)	輸入許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 ・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。 	ワシントン条約
	フル工 自動部品	(2)	EU 圏外からの輸入手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・EU 圏外からの輸入に関して、関税や高い手数料が徴収されるケースが多い。場合によっては物品の代価相当の手数料を徴収される場合がある。また税関で輸入物が差し止められた場合、その後の書類手続きが非常に煩雑になり受取までに時間と手間が非常にかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発送元(国)・発送物・内容で検査レベルをわけるなどして、受取側の負担(費用・手間・受取までの期間)を軽減していただきたい。 	
14 税制	日機輸 日商	(1)	遡及的な FIT 制度に関する不合理な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・2012 年末に可決された Feed-In-Tariff("FIT")制度の遡及的変更及び税制改正(2013 年 1 月 1 日より施行)により、投資時点での事業性収益の維持が困難となった。具体的には売電売上に対する 7%の売電課税、及び太陽熱発電のガスの助燃による発電に対しても一定の FIT が適用されるはずであったものの、ガスの助燃による発電に対して一切 FIT が受領出来なくなった。 ・再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の一方的な見直し(実質的な遡及適用)は、投資先としての法的安定性、信用を失う。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー憲章に基づく裁判が進行中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国としての信頼性に関わる遡及的な制度変更(税制含む)の取消及び撤廃を検討してほしい。 ・当初想定されていた投資リターンの補償。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RD15/2012 ・現在、政府が適切な利益水準の算出方法を検討中
	フル工 自動部品	(2)	税金還付手続きの非合理的な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・税金還付手続き等で合理的でない要求を税務当局より受ける。駐在員の帰任・赴任のタイミングで発生した個人所得税還付手続きについて、必要書類を提出したにも関わらず、スペインの書式と一致していないことを理由に、還付が拒否されるケースがある。 例:スペイン国外の納税証明書・申告書がスペインの書式と異なることを理由に証憑として使用できず、同様の書式で提出するよう求められるなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類については、一定の許容範囲を設けていただき、スペイン書式と同様の内容の記載があれば、スペイン国外の書類を申請書類として使えるようにしていただきたい。 	
16 雇用	JEITA 日機輸	(1)	雇用者負担の大きい社会保障料	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者負担比率の大きい社会保障料。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障料の引下げ。 	労働法
	フル工 自動部品	(2)	労働条件に関する慣習、制度	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制や組合との協定などにより、待遇(給与)変更や解雇などが非常に難しい。 そのため経済状況の変化に対して、会社側がうてる対応策が少なく、事業活動の足枷となる場合が多々ある。また日本でいう年功序列・終身雇用が存在し、若手育成の阻害要因ともなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法の緩和を行い、労働者側に競争原理(成果主義)が働くような環境を整備していただきたい。 	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・スペイン政府は 2017 年 7 月 3 日、12/2017 勅令を承認、2017 年 8 月から補助金制度を再導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補償金導入による徴収インパクトの軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Copy Levy ・Intellectual Property Law

*経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。